

「サンワークゆくはし」利用に関する注意事項

行橋市勤労者総合福祉センター「サンワークゆくはし」は、みなさまの施設です。いつも楽しく、快適にご利用できるように下記の事項を守ってご利用ください。

1. 利用申込者の都合で利用の取り消しをされた場合は、納入済の利用料は原則として還付できません。
2. 利用当日は、利用許可書を持参のうえ、必ず事務室受付までお越しください。
3. みなさまのご利用中、館内保全のためセンター職員が室内へ立ち入ることがあります。利用状況に不適當があったときは、職員の改善の指示に従ってください。
4. 利用目的以外の利用、利用条件の変更及びセンター職員の指示を守らないときは、利用許可を取り消すことがあります。
5. 利用を許可されていない施設、器具を使用したり、所定の場所以外に立ち入らないでください。
6. 利用者のうち次に掲げる者の入館はご遠慮願います。
 - (1) 泥酔者又は他人に迷惑をかける行為をする者
 - (2) 他人に危害を及ぼす者
 - (3) 他人に迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物類を携行する者
7. 利用者はセンターの利用が終了したとき、直ちにセンター職員の指示に従い、利用の場の原状回復をしてください。残材、ゴミ等は必ず利用者でお持ち帰り願います。
8. 利用者はセンターの利用に伴い、建物若しくは付属設備、備品を損傷し又は、滅失させたときは損害額を賠償していただくことがあります。
9. 利用者はセンターを福祉施設の目的に沿わない営業目的（物品の販売、宣伝又はこれらに類する行為）、政治活動等に使用することはできません。
10. 利用者が行う催しの広告について、許可なく市又は管理者の名義を使用することはできません。誤解を招く表現で集客し、トラブルを招いた場合は主催者の責とし、また管理者が公の秩序を乱すおそれがあると判断した場合は利用許可を取り消すことがあります。
11. 利用者はセンターの内外のいかなる場所を問わず、許可を受けない印刷物、ポスター、看板、もしくはこれらに類するものを配布し、掲示し、又は貼付することはできません。
12. 壁、柱、窓、扉等に貼紙をしたり、釘類を打たないでください。利用の目的に関する掲示等が必要な時は職員と相談の上、職員の指示に従ってください。
13. 許可なく火気を使用したり、特別な設備をしないでください。
14. 盗難については、十分注意してください。
15. 駐車場では車の出し入れの時の接触、その他の交通事故には十分注意してください。センターでは事故に対する責任を負うことはできません。
16. 非常口、消防設備の周辺には物を置かないでください。
17. 接待用のお茶、事務用品等は、利用者で用意してください。
18. 湯呑、急須、ポット及びお盆は、湯沸室に用意してありますのでご利用ください。なお、使用後は洗ってもとの場所に戻してください。
19. 喫煙は館外の所定の場所以外は禁止します。特に音楽室は、禁酒、禁煙、禁飲食を厳守願います。